

香芝・王寺環境施設組合議会

第2回(定例会)

会 議 録

香芝・王寺環境施設組合

令和5年第2回香芝・王寺環境施設組合議会定例会会議録

- 1 招集年月日 令和5年10月31日
- 2 招集場所 香芝市役所5階議場
- 3 出席議員 8名
 - 1番 中 井 一 喜
 - 2番 中 川 義 弘
 - 3番 幡 野 美智子
 - 4番 沖 優 子
 - 5番 川 田 裕
 - 6番 河 杉 博 之
 - 7番 下 村 佳 史
 - 8番 中 谷 一 輝
- 4 欠席議員 なし
- 5 地方自治法第292条において準用する同法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は、次のとおりである。

管理者 福 岡 憲 宏

副管理者 平 井 康 之

事務局長 細 川 圭 司

事務局次長 増 田 勝 久

6 会議録の記録書記は、次のとおりである。

事務局主幹 吉田卓朗

7 会議の事件は、次のとおりである。

1 認第1号 令和4年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について

2 議第1号 令和5年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算（第1号）について

3 発議第1号 香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例を廃止にする条例について

8 議長は、会議録署名議員に次の者を指名した。

2番 中川義弘

6番 河杉博之

9 開会 午前10時00分

(議長 下村佳史) 皆さん、おはようございます。

議員並びに理事者、傍聴者にお越しの皆様方をお願い申し上げます。

携帯電話の電源はお切りになるかマナーモードにさせていただきますようよろしくお願いいたします。

また、傍聴規則第8条により写真、録音等が禁止されております。本日の本会議につきましては、報道機関による写真等の撮影を許可していますので、ご了承ください。

本日、香芝・王寺環境施設組合議会、告示第2号をもって、第2回定例会を招集されましたところ、議員各位には何かとご多忙の中出席賜り、誠にありがとうございます。

本日の案件となっております議案につきましては、慎重にご審議をいただきまして、本会議がスムーズに運営できますようご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

管理者、招集の挨拶をお願いいたします。

(管理者 福岡憲宏) はい、議長。

(議長 下村佳史) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 本日は、香芝・王寺環境施設組合議会第2回定例会を招集させていただいたところ、議員各位におかれましてはお忙しい中ご出席賜り、誠にありがとうございます。

また、日頃から当組合運営に当たりまして格別のご支援とご協力を賜って下さることも重ねてお礼申し上げます。

さて、本日理事者側から上程いたします案件につきましては、令和4年度一般会計歳入歳出決算の認定及び令和5年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算（第1号）についての2議案でございます。

何とぞ慎重ご審議賜りまして原案可決、認定賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくお願い申し上げます。

(議長 下村佳史) ありがとうございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいま出席議員は8名でございます。地方自治法第113条の規定により定足数に達してしますので、よって令和5年第2回定例会は成立いたしました。ここに開会をいたします。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付しております議事日程のとおりといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 下村佳史) 異議がないようでございますので、お手元の日程どおり本日の議事日程とすることに決めます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第89条の規定により、議長において2番中川義弘議員、6番河杉博之議員を指名いたします。

続きまして、日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

(議長 下村佳史) 異議がないようでございますので、本定例会の会期は本日1日といたします。

日程第3、認第1号令和4年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

この件につきましては、決算の認定でございますので、代表監査委員の近藤委員にご出席いただいております。

事務局、議案の朗読をお願いいたします。

はい、高垣会計管理者。

ただいま議題になりました認第1号令和4年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について、提案理由説明を申し上げます。

まず、決算書の13ページをお願いします。

実質収支に関する調書でございます。歳入総額は48億679万8,000円、歳出総額は47億5,218万8,000円で、歳入歳出差引き額は5,461万円でございます。

翌年度に繰り越すべき財源はございませんので、実質収支額も同額の5,461万円となっております。

主要な施策の成果報告書の1ページ及び2ページ、歳入歳

出合計と増減額、対前年度比較をご参照をお願いいたします。

次に、決算書の歳入歳出の決算事項別明細書によりご説明させていただきます。

1 ページの一番下の段をお願いいたします。

歳入が22億2,028万円の増、対前年度比で増減率85.8%の増となっております。

2 ページの一番下の段をお願いします。

歳出では21億9,923万7,000円の増となっております。対前年度比、増減率におきましては86.1%の増となっております。

次に、決算書の14、15ページと、また主要な施策の成果報告書の1ページをお願いいたします。

まず、歳入でございます。

款1分担金及び負担金では、収入済額5億9,860万9,178円となっております。構成比は12.5%で、対前年度比、増減率は14.2%の増となっております。

分担金の内訳といたしましては、主要な施策の成果報告書の11ページをお願いいたします。

分担金算出表の右側でございます。香芝市が4億1,326万6,000円で負担割合は69.0%、王寺町が1億8,534万4,000円、負担割合は31.0%でございます。

ます。

なお、令和4年度のごみの総処理量は、主要な施策の成果報告書の7ページをお願いします。

香芝市が2,187万7,600キログラム、比率は74.3%、前年度より46万2,290キログラムの減となっております。王寺町では758万3,590キログラム、比率は25.7%、前年度より12万3,680キログラムの減となっております。全体では2,946万1,190キログラム、前年度と比較しまして58万5,970キログラムの減、増減率は2%の減となっております。

決算書14、15ページをお願いいたします。

款2使用料及び手数料でございます。一般廃棄物処理手数料では、収入済額は1億2,503万3,443円、構成比は2.6%、前年度からの増減率は0.5%の増となっております。

内訳としましては、主要な施策の成果報告書10ページをお願いできますでしょうか。

事業系許可業者のごみ処理手数料で1億837万2,000円、前年度からの増減率は0.9%の減となっており、香芝市の許可業者手数料が7,614万2,880円で割合は70.3%、前年度からの増減率は2.3%の減、王寺町の許可業者手数料におきましては3,142万9,440円で

割合は29.0%、前年度からの増減率は0.2%の減でございます。

なお、その他といたしまして、令和5年1月から2月の2か月間におきまして平群町から施設の不調に伴う受入れ依頼があったことから、事業系処理手数料の算出により79万9,680円でございます。割合は0.7%となっております。

次に、右端をお願いします。

自己搬入手数料では1,666万1,373円で、前年度からの増減率は7.8%の増となっております。

内訳といたしましては、香芝市の一般系持込みのごみ処理手数料が174万9,921円、割合は10.5%となっております。前年度からの増減率は15.2%減で、事業系持込みのごみ処理手数料では827万7,760円、割合は49.7%、前年度からの増減率は0.2%の減となっております。王寺町の一般系持込みのごみ手数料では32万5,212円となっております。割合は2.1%、前年度からの増減率は11.0%増、事業系持込みのごみ処理手数料では630万8,480円で割合は37.9%、前年度からの増減率は31.1%の増となっております。

決算書の14、15ページ、主な施策の成果報告書の1ページにお戻りいただけますでしょうか。

款3国庫支出金でございます。12億1,413万2,000円の交付を受けてございます。

次に、決算書の16、17ページをお願いいたします。

内訳としまして、循環型社会形成推進交付金が9億7,366万4,000円で、二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金が2億4,046万8,000円で、構成比は25.3%、前年度からの増減率は323.5%の増となっております。

次に、款4繰越金でございます。収入済額は3,356万6,470円で、構成比は0.7%、前年度からの増減率は79.6%の減となっております。こちらは前年度からの繰越金でございます。

次に、款5諸収入では、収入済額5,425万6,670円で、構成比は1.1%、前年度からの増減率は22.4%の増となっております。主な内訳といたしまして、アルミ等売却代金でございます。

次に、款6組合債でございます。27億8,120万円で、内訳といたしまして一般廃棄物処理事業債が26億3,020万円、市町村振興資金貸付金が1億5,100万円で、構成比は57.9%、前年度からの増減率は92.9%の増でございます。

主な施策の成果報告書12ページ、一番下の段右側をお願い

いできますでしょうか。

令和4年度末の未償還元金でございます。50億5,911万6,000円となっております。

続きまして、決算書の16、17ページをお願いいたします。

以上で歳入合計におきましては、予算現額48億276万2,000円に対しまして、収入済額は48億679万7,761円で、執行率は100.1%でございます。

次に、歳出でございます。

決算書の18、19ページ及び主要な施策の成果報告書の2ページをお願いできますでしょうか。

款1議会費では、支出済額48万3,489円で、議員報酬、議事録作成業務委託料でございます。前年度からの増減率は46.7%の減となっております。

次に、款2総務費では、支出済額6,627万1,300円で、構成比は1.4%、前年度からの増減率は0.3%の増となっております。

内訳といたしましては、項1総務管理費におきまして6,593万5,300円、項2監査委員費で33万6,000円となっております。

また、項1総務管理費、目1一般管理費、節2給料では職員6名の給料で2,856万2,100円、節3職員手当で

は1, 688万5, 792円となっております。

20、21ページをお願いできますでしょうか。

節4共済費では974万307円となっております。次に、節8旅費では14万7, 710円となっており、職員出張旅費でございます。次に、節9交際費では5, 368円、節10需用費では消耗品等で147万6, 012円、節11役務費で電信電話等38万166円、節12委託料、公会計作成支援業務委託料等で151万4, 732円、節13使用料及び賃借料では各種事務機器及び公用車借り上げ料等で359万6, 010円となっております。

22、23ページをお願いできますでしょうか。

節17備品購入費、公用車購入費で202万5, 100円、節18負担金補助及び交付金では退職手当組合負担金で158万3, 603円となっております。

項2監査委員費では、報酬で33万6, 000円でございます。

続きまして、款3施設費でございます。支出済額46億4, 648万1, 602円で、構成比は97.8%、前年度からの増減率は89.0%となっております。内容といたしましては、ごみ処理施設の管理運営費と維持に係る経費及び新施設の整備事業が主なものでございます。

節10需用費では1億6, 494万1, 398円、消耗

品、ダイオキシン対策用の薬剤購入費等で4, 831万7, 130円、燃料費は焼却施設用で259万974円、光熱費では電気、水道料金で1億1, 327万9, 794円、修繕料におきましては75万3, 500円となっております。

節11 役務費では、処理業務手数料等で64万4, 081円となっております。節12 委託料では、支出済額3億284万6, 862円となっております。主に当施設の維持管理に関連する委託料としてごみ処理業務委託料2億215万8, 000円でございます。

24、25ページをお願いいたします。

今回は、再資源化処理業務委託料2, 312万834円、一般廃棄物処理施設整備・運営事業に係る設計・施工監理業務委託料で3, 701万1, 600円などがございます。節13 使用料及び賃借料では132万3, 000円で現有施設から灰を運搬する際に香芝市から普通貨物自動車を借り受けしている公用車の賃貸借料でございます。次に、節14 工事請負費では41億2, 653万4, 280円で、ごみ処理施設の修理工事で1億1, 607万2, 000円となっております。施設整備事業の一般廃棄物処理施設整備工事におきましては、40億1, 046万2, 280円となっております。

次のページをお願いいたします。

節18負担金補助及び交付金でございます。5,019万1,981円となつてございまして、汚染負荷量賦課金としまして94万4,900円、地元対策関連事業償還金で292万1,178円、新ごみ処理施設の売電に係る接続工事負担金で4,632万5,903円となつてございます。

次に、款4公債費では、支出済額3,895万1,523円で、構成比が0.8%で、前年度からの増減率は44.8%の増となつてございます。内訳といたしましては、借入金元金償還金で3,542万4,000円、借入金利子では352万7,523円の支出でございました。

以上、歳出合計におきましては、予算現額48億276万2,000円に対しまして、支出済額が47億5,218万7,914円となつてございます。予算執行率は98.9%となつてございまして、前年度との比較は21億9,923万7,000円と増減率では86.1%の増となっております。

次に、28、29ページをお願いできますでしょうか。

財産に関する調書でございます。公有財産及び物品につきまして決算年度中の増減はございませんでした。

以上で令和4年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の提案理由説明とさせていただきます。慎重ご審議の上、原案認定賜りますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(議長 下村佳史) ありがとうございます。

続きまして、代表監査委員の近藤監査委員より決算審査の結果についてご報告していただきます。

(監査委員 近藤洋) はい、議長。

(議長 下村佳史) はい、近藤監査委員。

(監査委員 近藤洋) はい、監査委員の近藤でございます。令和4年度の決算審査意見書を報告させていただきます。

地方自治法第233条第2項の規定に基づき、審査に付された令和4年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の審査を終えたので、その結果について下記のとおり報告する。

記 1、審査対象、令和4年度香芝・王寺環施設組合一般会計歳入歳出決算書及び関係帳簿、証書類。2、審査の方法、管理者から提出された歳入歳出決算書及び附属書類並びに関係諸帳簿等の審査、照合を行い、計数の正確性、予算の執行状況について検討し、あわせて必要に応じて事務局から説明を聴取して審査の正確を期した。3、審査結果、審査に付された歳入歳出決算書及び附属書類は関係法令の諸規定に準拠して作成されており、諸帳簿及び証票書類と照合点検したところ計数は正確であると認めた。

なお、組合では新施設建設に向け事業を進めているが、大規模な工事であり、また運営についても長期の民間委託の方

法を予定していることを鑑み、各事業について適法適正な執行に努められたい。

以上で報告を終わります。

(議長 下村佳史) ありがとうございました。

近藤監査委員さんには、ご退席いただきます。大変お忙しい中ご出席いただきましたこと、心からお礼申し上げます。ありがとうございます。

(近藤監査委員 退席)

(議長 下村佳史) これより審議に入ります。

審議のある方はご発言をお願いいたします。

(議員 中井一喜) はい。

(議長 下村佳史) 中井議員。

(議員 中井一喜) はい、1番中井でございます。

まず、1点質問させていただきます。

令和4年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の説明をいただいたんですけども、香芝市、王寺町、それぞれ人口1人当たりの分担金は幾らなのか伺います。

(事務局次長 増田勝久) はい、議長。

(議長 下村佳史) はい、増田次長。

(事務局次長 増田勝久) はい、香芝・王寺環境施設組合事務局

の増田です。

お手元の資料の成果報告書の11ページをご覧ください。

こちらの令和4年度の前年度比較のところに分担金合計額と人口が記載されておりまして、こちらのほうから計算させていただきますましたら香芝市が5,233円、王寺町が7,660円となります。

以上でございます。

(議長 下村佳史) 中井議員。

(議員 中井一喜) はい、1番中井でございます。

ありがとうございます。今ご説明いただいたように、人口1人当たりの分担金については香芝市は5,233円、王寺町が7,660円ということで、このように香芝市と王寺町の住民1人当たりの負担額は2,427円と大きな差が生じてるのが現状です。管理者に確認させていただきますが、この分担金、1人当たりの負担額にこれだけ大きな差が生じている要因は何だと認識されていますか。

(議長 下村佳史) 暫時休憩いたします。

(休憩)

(議長 下村佳史) 休憩を解いて再開いたします。

福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 申し訳ございません。細かい分析まではできておりませんが、まず分かることに関して言えば、当然ですけれども、もともと規約にある最初の分担金、処分量、人口割、負担区分で差が出てるんじゃないでしょうかというふうなことが分かっておりますが、特に今すぐに、申し訳ございませんけれども、どんなことでこのような差が出てるのかっていうのは分析できておりません。申し訳ございません。

(議長 下村佳史) 中井議員。

(議員 中井一喜) 1番中井でございます。

組合として当然現状っていうのを維持管理、管理運営の部分で認識しておかないといけないと思うんですよ。このことから言うと、通常当たり前の課題等が出てきているということ、現状実施されてた、まだ質問中なので、私のほうから言いますけれども、おっしゃるように、分担金の負担区分に均等割区分があるからこれだけの差が生じます。具体的に申し上げますと建設費は、均等割が100分の30、人口割が100分の70、維持管理費については均等割が100分の20、処分量割が100分の80ということで均等割が負担区分に占めていることから、特に香芝・王寺環境施設組合、1市1町で構成されていますけれども、組合設立当初の人口を申し上げますと、その直近であります昭和50年の国勢調査で

例えば王寺町の人口が1万6,331人でした。一方、香芝市の人口は2万6,583人ということで、人口を比べますと王寺の1.6倍が香芝の人口になります。ところが、現在直近の国勢調査人口を申し上げますと、令和2年で王寺町の人口は2万4,043人、香芝市は7万8,113人ということで、王寺町の3.2倍が香芝市の人口であります。組合設立当初に比べて人口比率が大きく変化していることが原因で組合市町においてこれだけの大きな負担の差が生じていることについて、管理者さんはこの負担区分についてどう考えておられるのか、今の現状自体を分析されてなかったからお答えがないか分かりませんが、この現状について、組合設立当初に比べてこれだけ人口差があつて、そういうようなことがあるにもかかわらず均等割が負担区分として設けられたままですので、そのことについてどう考えておられるかお伺いします。

(管理者 福岡憲宏) 議長。

(議長 下村佳史) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 調べていただきありがとうございます。比較的香芝市が非常に魅力になりましたので、人口が増えてきたんだということが考えられます。そして、人口が増えたからといって、当然ですけど、人口で割っていくわけですから1人当たりの金額が下がる、それは当たり前のことをおっし

やってるだけで、特にここに対して何か不平があるとは私は
考えません。

以上です。

(議員 川田裕) 3回までやで、本会議場では。

(議長 下村佳史) 議員にお伝えします。

本会議場の質問は3回までですので、3回終わってるはず
なんですけど。

(議員 川田裕) 発言を打ち切ってください。

(議長 下村佳史) 3回終わってますので、発言を打ち切りま
す。

ほかに質問はございませんか。

(議員 川田裕) はい。

(議長 下村佳史) 川田議員。

(議員 川田裕) はい。じゃあ、よろしく願いいたします。

まず、香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出の決算説
明書のほう、これの19ページをお願いしたいんですが、総
務費、総務費の中で一般職給料、この中からお聞きしてい
きたいと思います。

これ、令和4年度ということの決算っていうことで、来年
度が令和6年度になるわけで1年ずれが出るんですけど
も、この職員の今体制っていうのはどうなってるのかと。去
年から、これ、事務が増えてますよね。発言中なんで発言は

おやめいただけますか、気が散って気になるので。そういったことですが、これ、人員体制、王寺町さんから今も、次長さんかな、こちらに出向、出向いいますか、来られるということで、本来だったら1名減ると思ってたんですね。1名って、交代になると思ってたんですが、そのままずっと来てますよね、王寺町さんからは2名の体制っていうかね。あれ、ご定年になられた方ですよ。ご定年になられて、だから再任用で来られてるんですか、そこをお聞きしたいんですが。

(事務局長 細川圭司) はい、議長。

(議長 下村佳史) 細川事務局長。

(事務局長 細川圭司) 組合の職員の王寺町さん側の職員の1名につきましては、再雇用で来られてるというふうに聞いております。

(議員 川田裕) はい、議長。

(議長 下村佳史) 川田議員。

(議員 川田裕) 再雇用って、これ、何なんですか。再任用をするかという規定ですか。王寺町さんの例規を見てないから分からないですけど。それ、香芝市ではそれは違法ですから、それをやってるっていうことですか、こちらが受け入れてるっていうことですか。この協定書ですかね、組合といわゆるその各構成団体との協定書っていうのがありますよね。その

協定書の中にも書いてあるわけですが、それから見てたらこの再雇用って、それ、何なんですかね、意味が分からないんですけど。それって違法に当たらないんですかね。そこを確認いただけますか。決算内容で来年の予算にもつながることありますので。それをお願いします。

(議長 下村佳史) 細川事務局長。

(事務局長 細川圭司) はい。王寺町の人事部局のほうに対しまして確認はいたします。

以上です。

(議員 川田裕) はい。

(議長 下村佳史) 川田議員。

(議員 川田裕) もうこれ、最後の質問になりますが、もう焼却場も建設がかなり進んできましたし、人員体制も以前ほど要らないということもありまして、今度操業が令和7年度から、これ、やる予定ですけども、そうなりますとこういう管理も全部委託していく形になりますよね。そうすると、その人員体制、ここは今組合の職員さんもいらっしゃいますから。だからそれを、人数をもうちょっと、こんなに今要らないと思うんですよ、この今議会ね。それは来年度予算から引かせていただかなければいけないと、このように思ってます。何も組合が雇用を抱えるのはその必要はないわけで、必要な仕事量の配分で結構だと思いますので、そのあたり、管

理者の考え方を、今決定はできないでしょうけども、見解をお示しいただきたいと思います。

(管理者 福岡憲宏) はい、議長。

(議長 下村佳史) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) おっしゃるように、今新設に当たって新人、特に年齢構成を変えていかなければならない、引継ぎをしっかりしていかなければならないということで今4人体制でやっておりましたが、今後ということに関しましては人数を減らしていったら大丈夫だというふうに考えております。

以上です。

(議長 下村佳史) ほかにありませんか。

はい、幡野議員。

(議員 幡野美智子) はい。環境省の広域化・集約化に係る手引きによりますと、ごみ量割は費用分担割合を下げるために各市町村で減量化や分別が促進される場合がございます。そして、人口割は、1人当たりのごみの排出量が少ない市町村の負担が大きくなる。均等割は、関係市町村間で人口規模の違いが大きい場合、人口規模が小さい市町村の負担が大きくなる。このように組合設立当初に比べまして人口規模が大きく違う現状において、均等割を含む現在の分担金の負担割合が両市町の住民にとってあまりにも不公平なものとなっていると考えます。最近設置されましたごみ処理に係る一部事務組

合の経費負担を見ますと、山辺・県北西部広域環境衛生組合やさくら広域環境衛生組合ではそれぞれごみ量割が100%とごみ量割が主流となっております。しっかりと現状を理解いただきまして、両市町の住民にとって公平な負担割合になるよう王寺町、香芝市、双方で協議し、必要な見直しにつなげていただきたいなというふうに考えております。

(議長 下村佳史) 今のは質問じゃないですよ。

(議員 幡野美智子) 意見でございます。

(議長 下村佳史) 議員に申し上げます。

質問をよろしくお願いします。

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

(議長 下村佳史) ないようですので、質疑を打ち切ります。

これにより討論に入ります。

討論のある方はご発言をお願いいたします。

(議員 中井一喜) はい。

(議長 下村佳史) 中井議員。

(議員 中井一喜) 1番中井でございます。

令和4年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算の認定について反対の意見を申し上げます。

本決算では、組合が構成団体である王寺町に令和4年度分担金剰余分として約710万円を返還するに当たり、香芝市が地元対策事業として位置づけ、同市が事業主体として実施した自治会要望事業に係る一部費用負担として約290万円を差し引いて収入した金額が含まれています。その行為は、王寺町が組合を被告として奈良地方裁判所に提訴した債務不存在確認訴訟の係争中に行われたものであります。また、その行為は、令和3年10月27日に開催された令和3年第3回組合議会定例会において可決され、同年11月5日に施行された香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例に基づき、令和4年10月26日に組合と香芝市との間で締結された覚書、協議書によるものであります。そもそも同条例はその制定手続において地方自治法に違反しています。

具体的には、同条例では、第2条第3号において「周辺地域に対して実施するコミュニティ施設、周辺道路等及び関連事業等の整備」を新たに共同処理する事務として定めていますが、それは香芝・王寺環境施設組合同規約の第3条で定める共同処理する事務の範囲を、地方自治法第286条第1項に定める関係地方公共団体の協議、知事の許可という規約変更手続によらずに条例制定という手法で拡大し、その内容を実質的に変更するもので、制定手続において地方自治法に違反しています。さらに、同条例第3条第2項では「前条第3号

の事務に要する経費については、ごみ焼却施設が立地する組合市町が負担し、他の組合市町がその一部を当該市町に補助するものとする。」とありますが、組合規約第11条で定める組合の経費の支弁の方法を、地方自治法第286条第2項で定める構成団体の協議、知事への届出という規約変更の手続によらずに条例制定という手法をもって実質的に変更するものであり、これもまた制定手続において地方自治法に違反しています。

このように、地方自治法に違反する香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例を根拠に組合と香芝市との間で締結された覚書と協議書に基づいて王寺町の返還金から差し引くという手段で収入された王寺町分担金を歳入に計上し、またそれを財源として香芝市に対して償還金が支払われ、歳出において計上されていることから、令和4年度香芝・王寺環境施設組合一般会計歳入歳出決算は決して認定すべきではなく、反対します。

以上でございます。

(議長 下村佳史) ただいま反対意見の発言がありましたので、次に本案に対する賛成意見の発言を許可します。

(議員 川田裕) はい。

(議長 下村佳史) はい、川田議員。

(議員 川田裕) 令和4年度における決算認定の賛成の立場から

討論を行います。

今現在反対討論の中での述べられましたが、すなわち規約の第3条に含まれる事務があったかどうかということが全てになりますが、るる説明もなく違法だという断定をすることは、それは軽々にするものではないと、このように考えております。適正に管理手法をされておりますので、これにつきましては賛成するものであります。

以上です。

(議長 下村佳史) ほかに討論はありませんか。

(なしの声あり)

(議長 下村佳史) これをもって討論を終結いたします。

これより認第1号の認定についてを採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

(議長 下村佳史) ありがとうございます。着席してください。

賛成少数と認め、認第1号については認定しないことに決定いたします。

日程第4、議第1号令和5年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

理事者、提案説明をお願いいたします。

（事務局長 細川圭司） はい、議長。

（議長 下村佳史） 細川局長。

（事務局長 細川圭司） はい。失礼いたします。

ただいま提案になりました議第1号令和5年度香芝・王寺環境施設組合一般会計補正予算（第1号）について、提案理由を説明申し上げます。一般会計補正予算書のほうを出していただけますでしょうか。

一般会計補正予算書（第1号）の1ページをご覧ください。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ583万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ79億486万3,000円とするものです。

補正予算書の9ページをご覧ください。

款3施設費、項1施設費、目1塵芥処理施設費、節12委託料で583万5,000円の減額補正をお願いするものです。

歳出の主な補正内容ですが、ごみ処理（粗大含む）業務委託料による減額補正をお願いし、新たにごみ焼却施設解体工事に伴う発注支援業務委託料及び土地分筆業務委託料の増額

補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳入でございますが、補正予算書8ページにお戻りください。

款1分担金及び負担金、項1分担金、目1組合市町分担金で1,003万5,000円を減額補正し、香芝市分で695万9,000円、王寺町分で307万6,000円の減額補正をお願いするものです。

また、款6組合費、項1組合費、目1施設費で一般廃棄物処理事業債420万円の増額補正をお願いするものでございます。

次に、一般会計補正予算書の4ページに戻っていただいて、債務負担行為につきましては新たにごみ焼却施設解体工事に伴う発注支援業務委託の設定をお願いするものでございます。

次に、一般会計補正予算書5ページ、地方債の補正につきましては、地方債の限度額の変更をお願いするものでございます。

以上で令和5年度補正予算（第1号）についての説明を終わらせていただきます。何とぞ慎重審議の上、原案可決賜りますようお願い申し上げます。

(議長 下村佳史) ありがとうございました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方、ご発言をお願いいたします。

(なしの声あり)

(議長 下村佳史) ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論のある方、ご発言をお願いいたします。

(なしの声あり)

(議長 下村佳史) 討論がないようですので、討論を打ち切ります。

これより議第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

(議長 下村佳史) 異議なしと認めます。よって、議第1号は原案のとおりに可決することに決定いたしました。

日程第5、発議第1号香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案者、提案説明をお願いいたします。

中井議員。

(議員 中井一喜) はい、1 番中井でございます。

香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例を廃止する条例について提案説明を申し上げます。

地方自治法及び地方財政法に違反する香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例を廃止するものであります。

理由といたしましては、本件条例第2条第3号では「周辺地域に対して実施するコミュニティ施設、周辺道路等及び関連事業等の整備」を新たに共同処理する事務として定めていますが、これは香芝・王寺環境施設組合規約第3条で定める共同処理する事務の範囲を、地方自治法第286条第1項で定める規約の変更の手續、すなわち関係地方公共団体の協議、知事の許可によらずに条例制定という手法でその内容を実質的に変更するものであることから、制定手續において地方自治法に違反するものであります。

また、本件条例第3条第2項では「前条第3号の事務に要する経費については、ごみ焼却施設が立地する組合市町が負担し、他の組合市町がその一部を当該市町に補助するものとする。」とありますが、組合規約第11条で定める組合の経費の支弁の方法を、地方自治法第286条第2項で定める規約の変更の手續、すなわち構成団体の協議、知事への届出によらずに条例制定という手法をもって実質的に変更するもの

であることから、これもまた制定手続において地方自治法に違反するものであります。

さらに、本件条例第3条第2項は、香芝市が実施すべき事業の経費を本件条例を介して一部事務組合の分担金の体裁を取ることで王寺町に寄附を割り当てて強制的に徴収するものであることから、それを禁ずる地方財政法第4条の5に違反するものであります。

以上の理由から、香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例を廃止するものでございます。

以上でございます。

(議長 下村佳史) ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑のある方はご発言をお願いいたします。まず初めに議長というお声をかけてから手を挙げてください。よろしくお願ひします。

(議員 中谷一輝) はい、議長。

(議長 下村佳史) はい、中谷議員。

(議員 中谷一輝) 8番中谷です。

香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例を廃止する条例の内容では「地方自治法及び地方財政法に違反する香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例を廃止するもの」とされていますけれども、端的に申し上げれば本組合の管理者

は、法令に違反する本件条例を認める行為はすなわち地方自治法第176条第4項に規定される義務的再議に付すべき事件であるが、管理者はその義務を怠り、地方自治法第176条第4項の違反を行っているということによろしいでしょうか、その根拠を示してお答えください。

(議員 中井一喜) はい、議長。

(議長 下村佳史) 中井議員。

(議員 中井一喜) 1番中井でございます。

今、中谷議員がおっしゃる、まさにそうであります。地方自治法176条の第4項の再議に付す、当然法令に違反している場合は再議に付さなければならない、自治法で言えば必須規定です。王寺町のほうから香芝市のほうにそういったことを求めたんですけども、香芝市長が組合管理者は別の団体の組織なので香芝市長といえども、王寺町長といえどもそういったことに関しては介入できないという形で再議をされなかったのが事実です。そういったことから、王寺町は香芝市を相手に自治紛争処理委員への調停を一昨年(2019年)の12月21日に申請したところであります。

以上です。

(議員 中谷一輝) はい、議長。

(議長 下村佳史) はい、中谷議員。

(議員 中谷一輝) 8番中谷です。

じゃあ、次の質問で、今のご指摘では本件条例第2条第3号は組合規約第3条の範囲を超えると断定されていますけれども、主張されるように範囲を超えるものであれば地方自治法第286条第1項に違反するおそれがあります。しかし、範囲を超えるとされる規約第3条に係る断定は、議案提出者の主観的な一方的な主張であってこの提出理由には範囲を超える根拠及び法的理由の説明は何ら記されていません。その組合規約第3条の範囲を超えるという理由を主観を除いて法的根拠にてご説明願います。

(議員 中井一喜) はい、議長。

(議長 下村佳史) 中井議員。

(議員 中井一喜) 1番中井でございます。

客観的に論ずるということで、例えばこれまでの会議録とかの経緯で申し上げますと、令和3年10月27日に議員による発議によってこういった条例が提案され、採決され成立しました。そのときは、提案説明を私は会議録を組合のホームページから入手して確認しましたがけれども、提案の理由としては過去の法令、全部これを調査させていただきまして、現在の規約は昭和51年に出きたときから規約の改正は行われてないっていうことですので、それによってどのような事務執行が行われてきたか、負担割合が行われてきたということを調べさせていただきました、よってそれを文字化

したものであります。誤解のないように、あくまでも新たな項目や事項を追加する趣旨の条例ではなく、これまで組合において実施された両市町の事業に対し、時の経過により解釈に齟齬をきたすことがないように一時的なものではなく継続的な規範とすることを目的としておりますということで説明されました。また別に、王寺町の議員さんと香芝市の議員さんで現在まで行ってきた行政実例を、事例をそのまま文字起こしたものでありますと述べられてます。また、採決を求めるときの動議についても、賛成討論においてもある議員さんから、過去の事例を踏襲しながらそれを明文化したものがこの条例でございます。この条例をまず制定してまず負担割合を明確化するとともに、もし瑕疵があるのであれば条例変更、改正はもちろんできます、それを踏まえた上でまず今、香芝・王寺における環境施設組合の負担割合の在り方等の明確化をするための条例であると認識の下、この条例の制定について賛成とさせていただきますという内容です。過去の事例を踏襲しながら、過去の行政実例を基に明文化したという形でおっしゃってるんですけども、それこそ全く根拠がありません。

(議長 下村佳史) 中井議員、端的にお願いします。

(議員 中井一喜) はい。地元対策は従来から各市町が行ってききました。今端的にとおっしゃったので、本来やったらもっと

その根拠なり、その客観的なことで会議録をるる、もっと述べたいですけれども、

現に香芝市の組合の管理者あるいは執行部の方からも、地元対策についてはこれまで香芝市の地元対策は香芝市で行ってきた、王寺町の地元対策は王寺町がやってた、仮に美濃園が、今は香芝市にありますけども、王寺町にあるとした場合に王寺から地元対策を求められたらそれに応じることができるのかといったことも述べられています。端的にとおっしゃったので、これ以上は言いませんけど、そういった客観的な史実、述べられたことを踏まえて私は申し上げますので、しっかりとそういったことをご認識の上、発言いただきますようよろしくお願いいたします。

(議員 中谷一輝) はい、議長。

(議長 下村佳史) はい、中谷議員。

(議員 中谷一輝) はい、8番中谷です。

今、個人的見解を述べられましたけれども、我々の解釈とは異なり、著しく法律等の解釈も不足があるということが分かりました。

そして、最後にお聞きしますが、提出の理由には香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例第3条第2項に規定する事務が組合の規約第3条の範囲を超えることから組合規約第11条の規定する事務に含まれず法に違反すると、そして強

制的に寄附等を徴収する、地方財政法第4条の5に違反すると述べられております。この解釈も何ら法的根拠を示されておられませんけれども、端的に言えば組合規約の第3条の管理運営に関する事務に含まれると判断されれば全ての主張が崩れるわけです。では、組合規約第3条に本件事務が該当すると判断されれば全て認められるということによろしいのでしょうか。

(議員 中井一喜) はい、議長。

(議長 下村佳史) 中井議員。

(議員 中井一喜) はい、1番中井でございます。

先ほどから申し上げてるように、組合規約第3条の組合が共同処理する事務には当たりません。当たりません。本来組合が共同処理する事務というのは規約で定めなければならない。その規約というのは、地方自治法の第286条とか287条の規定に基づいて両市町の議会の議決をもって協議しなければ範囲自体が拡大することはありません。重ね重ね申し上げてるように、共同処理する事務には当たりません。そういったことは、先ほど客観的なことを述べられるように言われましたので、過去の会議録についてもよく確認していただいたら、ずばりそういったことを組合管理者あるいは香芝市の幹部の方も認めておられますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

(議員 幡野美智子) はい、議長。

(議長 下村佳史) ほかに質問はございませんか。

はい、幡野議員。

(議員 幡野美智子) はい。動議を提出いたします。

(議員 川田裕) 議事進行。

(議員 幡野美智子) 動議を提出いたします。

(議員 川田裕) 議事進行。

(議長 下村佳史) 幡野議員、少しお待ちください、議事進行が先ですので。

(議員 川田裕) 議事進行。

(議員 幡野美智子) 動議を提出いたします。

(議員 川田裕) 議事進行。議長、議事進行。

(議員 中井一喜) 動議に賛成します。こっちが先ですよ、動議。動議が先ですよ。

(議長 下村佳史) 動議という言葉はなかったです。

(議員 中井一喜) 動議が先です。

(議長 下村佳史) 議事進行ってという言葉が先だったんで。

(議員 幡野美智子) いえいえ。はい、議長と申しまして、動議を提出しますって申しております。

(議員 川田裕) まだ質疑が終わってません。質疑を先にやってください。

(議長 下村佳史) 質疑、今、質疑中ですので。

(議員 川田裕) はい、はい。

(議長 下村佳史) はい、川田議員。

(議員 川田裕) はい。今審議中ですので審議を遮ることはやめてください、審議妨害に当たるかもしれませんので言っておきます。

今、中井議員さんからのご説明もされてまして、それは今、奈良地方裁判所に提出されてる内容とほとんど同じですよ、そういうことですよ。ところが、これ、今裁判をやってまして、過去、議事録にこう書いてあるからこう書いてるからっていうことがあります、現実には住民さんとの覚書もあって、それも契約事項として捉えられる可能性もあるわけでありまして、だからその部分を今司法によってそれを今やってる段階じゃないですか。その段階で、これ、いきなりこういった廃止案ということをご提出なさいまして、これって裁判所の心証がめちゃくちゃ悪くなりますよね。当然今審議いただいているわけですから。提訴したのは、これ、王寺町長が提訴されているわけでありまして、過去に資料等を、ちょっと待ってくださいね、欠席届とか、以前、前の、去年まで、中井議員がまだ議会に来られる前、職員さんのいらっしやった頃、欠席届っていうことで副管理者が休まれてるんですよ。その内容が香芝市内の地元対策費に対する香芝・王寺環境施設組合分担金の請求に関する債務不存在確認訴訟の提

起を行ったことで欠席されてるわけです。でも、今日なぜか来ておられるわけですよ。言ってることがめちゃくちゃですよ、何が本当なんですかね。十分な法令審査や質疑、合意形成のないまま香芝市議会選出組合議員の数の力で何事も決めようとするなど公正な議会運営が行われないうってこの欠席理由に書いてあったわけですよ。だから、今それを提訴されてそっちで中でやっておられるわけでしょう。訴状も読みましたけど、香芝側のことをいろいろ書かれてましたけど、それはこの裁判には何も関係ないことだと我々は思ってますので、主張は自由ですけれどね。

だから、1点お聞きしたいんですけど、今こういう訴状の心証はかなり悪くなると思いますよ。これ、3条の、規約で先ほどからそれに含まれないと断定されてますよね。だけど、これ、他の組合、全国の組合もいろいろ、ほとんど同じ規約なんですよ。否定しあってるだけなんで。広範な事務がある中で、具体的に項目を書いているというのは規約では見たことないわけですね。今現在我々もこれを、管理運営に係る地元対策ですから、今の新しい焼却場を建てさせていただくために地元は反対されてたわけですよ。過去の約束したことも守ってないじゃないかということです。今度新たに建てる時にはその約束をしてくれないと合意ができないんだということで合意に至ったと。それで今焼却場の建設が果たせ

ますので、これ、組合としては焼却場を建設できたということで、これ、大きな利益を受けてるわけじゃないですか。だけど、負担のお金はしないんだと、王寺町は知らないんだと、当たらないんだと。言ってしまうえば、これ、焼却場をまたストップしないといけないということになってきますので、香芝市も当初予算を全部一回カットしましたから、またそこに戻らなければいけないということになってしまいますが、3条に一体何が含まれて何が含まれないのか、それをお答えいただけますか。

(議員 中井一喜) はい、議長。

(議長 下村佳史) 中井議員。

(議員 中井一喜) はい、1番中井でございます。

先ほど申し上げたように、一昨年の条例制定の提案のときに過去の行政実例とか王寺町、香芝市の両議員のやり取りとか、それをもとに明文化したのが条例っていうことをおっしゃってます。ところが、その行政実例っていうことで、何回も言いますが、地元対策費を現にこれまで執行してた事実、あるいは先ほども言いましたように組合管理者の幹部の方々の組合議会での答弁とかいったものも、全て今おっしゃる組合規約第3条に含まれてないということはその点からも明らかであります。

(議長 下村佳史) 以上ですか。

(議員 中井一喜) 以上です。

(議員 川田裕) はい。

(議長 下村佳史) 川田議員。

(議員 川田裕) はい。明らかであるって断定されますけど、それは今裁判所で審議いただいているわけだから、あなたは裁判長じゃないので、それを断定していくっていうのは、これはおかしいことであって、まして要はその組合が利益を受けてるかどうかっていうことで、それは組合の経費にしなきゃいけないのは当然の話でありまして、先ほど組合の提案理由はこうだとかああだとかと言いますが、賛成した方はそういった旨で賛成したものじゃないかもしれない、分からない、それは。あくまでも文面が全てですから、その中においてここでああ言ったんだ、こう言ったんだって言ったって、その言ったことがそもそも間違ってるかもしれないじゃないですか、間違っても文が正しければそれで賛成したっていうこともあり得るわけであって。だから、言っておられる意味が全く分からないんで、法令上で考えたら分からない。だから、要は3条に含まれるか、組合規約の3条にいわゆるこの地元対策費というものが含まれるのかどうかというのが全てでありまして、この条例があるかないかってあまり関係ないんですよ、それは細則的なことを決めてるだけの話ですから。だから、そこの1点に尽きると思うんですが、その3条

のだから規約には何が含まれて何が含まれないのか、議員の発言を除いてもらって、ややこしいから、それをあの文面からどのように読み取れるのかっていうことをお答えいただきたいと思います。

(議員 中井一喜) はい、議長。

(議長 下村佳史) はい、中井議員、あの……。

(議員 中井一喜) 1 番中井です。

(議長 下村佳史) 川田議員の質問に端的にお答え願います。

(議員 中井一喜) はい、端的に質問をまたお願いします。

何が含まれる、含まれないっていうのは、事務処理に係る条例っていうのが制定されました。第2条共同処理する事務の範囲っていうのを条例で制定されてますけども、第2条1号のごみ処理施設の廃止に伴う施設の解体とかあるいはごみ焼却施設の改修については当然共同処理する事務の範囲に当てはまります。ただ、今言ってるのは、第2条第3号には当てはまらないっていうことを申し上げてます。また、そもそも規約に書いてるように、ごみ焼却施設の設置及びそれに伴う財産の取得及び管理運営、ごみ焼却施設を稼働させる、それが一番、今現状が一番ですね。平時の場合は稼働させるっていうのが一番で、今は新しい焼却場を令和6年8月に完成を目指して進めていく、そのもの自身は当然含まれます。

以上でございます。

(議員 川田裕) はい。

(議長 下村佳史) 川田議員。

(議員 川田裕) もう最後の質問になりますけど、質疑が悪いのかもしれませんが、答弁がかみ合っていないのでお聞きしてるのですが、条例については関係なしにちょっと置いといてもらって、裁判所のほうもそうですね、当然関係ないんですよ。だから、要は規約の3条に含まれるかどうかっていうのは、それは今、中井議員さんがおっしゃったことは、これは中井議員さんの考えじゃないですか。だから、法的にどうかっていうのは今審議いただいているわけでしょ、裁判所で。だから、その結果が全てじゃないんですか、それなのにこういうようなことをやられるのかということ疑問に思ってたんですけど、提出は自由ですからそれは駄目だということを僕が決めても何ら意味はありませんが。それは結構なんですけど、だからそのあたりにつきまして、じゃあこれが裁判の結果で仮に3条でこれは組合の事務なんだよと、よその組合も調べましたけど全部その手のことは組合の3条でやってますんで、だからそれがそうなんだよということになれば、なればですね、だからそれはじゃあ認められるということなんです、そういうことですね。

(議員 中井一喜) はい、議長。

(議長 下村佳史) 中井議員。

(議員 中井一喜) 川田議員がおっしゃるように今は司法によってね、行政としてこの事案について解決すべき最善の方法とか、結果的には司法の場に委ねるしかないということ。ただ我々は、川田議員がおっしゃるように、私は今年初めて議員として活動してますけども、確かに原告王寺町、被告香芝・王寺環境施設組合で分担金の請求に関する債務不存在確認訴訟が令和5年1月17日に、奈良地方裁判所に提起され係争中ですが、先ほども言いましたように地方行政としての事態の解決という意味で、司法の場に委ねられてるんですけども、我々議会としても違法な、こちらの認識ではね、違法な手続の下成立した本条例をこのまま放置せず廃止するというのは議員として果たすべき責務であると考え、こういった形で提案をさせていただいたものです。

また、一昨年の当日朝、突然議員発議で提案されたものと違って、そして不意に臨時議会の招集を行うこともなく、また条例制定という議案を組合議会の当日の朝に提出するのではなく、香芝・王寺環境施設組合議会の定例会の招集期日に関する規則に規定があるこの10月定例会議、しかも議案としてはその1週間以上前に事務局に提出させていただいて、しかも議会の中で正々堂々と審議していただくためにこういう形を取らせていただいたところでもあります。

以上であります。

(議長 下村佳史) ほかに質疑はありませんか。

(なしの声あり)

(議長 下村佳史) ないようですので、質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論のある方、ご発言をお願いいたします。

(議員 川田裕) はい。

(議長 下村佳史) まず、本案に対する反対意見の発言を許可します。

(議員 川田裕) はい。

(議長 下村佳史) 川田議員。

(議員 川田裕) はい。反対の立場から討論を行います。

今質疑もさせていただきましたが、組合同規約第3条の中にこの事務は含まれないんだと、こういう趣旨を申されましたが、その内容を聞いたところ一切法的な説明はなかったと、このように思います。明らかにそういった地元建設費っていうのは、当然それを建てるにおいて、地元の了解とかを得ていくということは当然のどこの組合でもやってる話で、だけど王寺の副管理者ほうから以前答弁がありましたが、そういった地元対策においては香芝市に焼却場があるから香芝市が払うんだと、このように正確に議事録に残ってますので、そ

れはあり得ない、特別公共団体としてやっていますのでね。建設に係る経費っていうのは、全てこれは組合で負担するものであると、あとはそれを費用負担、分担によって各適正な分担を行っていくというのは当然のことです。それを細かく、いわゆる細則的に設けたこの条例でありますので、先ほども話ございましたが、今現在奈良地方裁判所においてこの規約の第3条に含まれる範囲を超えているか超えていないかの今審議をいただいている最中でございます、その中において一方的なこういった行為っていうのは我々はないんじゃないかと。あくまでも訴訟をやられてるのは王寺側からやっておられるわけですから、全く意味が不明であるという理由から反対を申し上げます。

(議長 下村佳史) 次に、本案に対する賛成意見の発言を許可します。

(議員 幡野美智子) はい、議長。

(議長 下村佳史) 幡野議員。

(議員 幡野美智子) 発議第1号香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例を廃止する条例についての賛成討論をいたします。

令和3年10月27日に可決された香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例は、第2条第3号で「周辺地域に対して実施するコミュニティ施設、周辺道路等及び関連事業等の

整備」を新たに共同処理する事務として定めていますが、これは当組規約第3条で定める共同処理する事務の範囲を、地方自治法第286条第1項で定める規約変更の手続によらずに条例制定という手法で拡大し、その内容を実質的に変更するものであることから、制定手続において地方自治法に違反するものであります。

また、同条例第3条第2項では、前条第3号の事務に要する経費についてはごみ焼却施設が立地する市町が負担し、他の組合市町がその一部を当該市町に補助するものとしてありますが、当組規約第11条で定める組合の経費の支弁の方法を、地方自治法第286条第2項で定める規約変更の手続によらずに条例制定という手法をもって実質的に変更するものであることから、これもまた制定手続において地方自治法に違反するものであります。

さらに、同条例第3条第2項は、香芝市が実施すべき事業の経費を条例を介して一部事務組合の分担金の体裁を取ることによって王寺町に寄附金を割り当てて強制的に徴収するものであることから、それを禁ずる地方財政法第4条の5に違反するものであります。

以上の理由により、香芝・王寺環境施設組合事務処理に係る条例を廃止する条例についての賛成討論といたします。

(議長 下村佳史) まずは、ほかに反対意見の討論はございませ

んか。

(なしの声あり)

(議長 下村佳史) 続きまして、賛成意見の討論はございませんか。

(なしの声あり)

(議長 下村佳史) これをもって討論を終結いたします。

これより発議第1号について採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

(議長 下村佳史) ありがとうございます。着席してください。

賛成多数と認め、発議第1号については原案のとおり可決することに決定いたしました。

これをもって第2回定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたします。

皆様のご協力によりまして議事が滞りなく進行できました。心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

それでは、管理者、閉会の挨拶をお願いいたします。

(管理者 福岡憲宏) 議長。

(議長 下村佳史) 福岡管理者。

(管理者 福岡憲宏) 本日は、議員の皆様には何かとお忙しい中、定例会にご出席いただき、誠にありがとうございました。

また、本日の案件につきましては、議員の皆様には慎重審議をいただき、厚くお礼を申し上げます。議員の皆様におかれましては、今後とも絶大なるご支援とご協力を賜りますよう心からお願い申し上げます。閉会に当たりましてのお礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

(議長 下村佳史) これをもって令和5年香芝・王寺環境施設組合第2回定例会を閉会いたします。

閉会 午前11時20分

以上、会議の顛末を記載し、その事実に相違ないことを証し署名する。

令和5年10月31日

香芝・王寺環境施設組合議会

議 長

署名議員

署名議員